

議案第 2 3 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

整理 番号	路線名 (番号)	起 点		重要な 経過地	
		終 点			
1	1 0 1 7	羽生市	大字上新郷字別所 7 2 3 9 番 3	地先	
		羽生市	大字上新郷字別所 7 1 7 4 番	地先	
2	1 0 7 3	羽生市	大字小須賀字野税場 7 6 2 番 9	地先	
		羽生市	大字小須賀字野税場 7 6 2 番 1 5	地先	
3	1 0 7 4	羽生市	大字小須賀字野税場 7 6 2 番 2 9	地先	
		羽生市	大字小須賀字野税場 7 6 2 番 3 0	地先	
4	2 1 7 8	羽生市	大字稲子字諏訪 7 9 0 番 1	地先	
		羽生市	大字稲子字諏訪 7 7 8 番	地先	
5	2 1 8 0	羽生市	大字稲子字諏訪 7 9 5 番	地先	
		羽生市	大字稲子字諏訪 8 2 3 番	地先	
6	2 2 4 1	羽生市	大字稲子字道原 1 3 0 5 番 1	地先	
		羽生市	大字稲子字道原 1 3 0 3 番 1	地先	
7	2 2 4 2	羽生市	大字稲子字道原 1 3 1 2 番 3	地先	
		羽生市	大字稲子字道原 1 3 1 1 番 1	地先	
8	5 2 7 8	羽生市	南六丁目 2 0 番 2	地先	
		羽生市	南六丁目 2 0 番 5	地先	
9	9 0 2 1	羽生市	大字上羽生字向谷 4 7 4 番	地先	
		羽生市	大字上羽生字向谷 4 1 2 番	地先	

1 0	9 0 2 2	羽生市 大字上羽生字向谷 4 7 4 番	地先
		羽生市 大字上羽生字向谷 5 0 5 番 1	地先
1 1	9 0 3 4	羽生市 大字北袋字中谷 4 7 2 番	地先
		羽生市 大字北袋字中谷 4 8 3 番 2	地先
1 2	9 0 3 7	羽生市 大字北袋字北谷 3 5 3 番 2	地先
		羽生市 大字北袋字北谷 2 9 2 番 1	地先
1 3	9 0 4 3	羽生市 大字北袋字北谷 1 8 9 番	地先
		羽生市 大字北袋字神明 7 2 5 番口	地先
1 4	9 0 4 4	羽生市 大字北袋字北谷 2 2 1 番	地先
		羽生市 大字北袋字北谷 1 8 4 番	地先
1 5	9 1 0 2	羽生市 大字喜右工門新田字安藤 2 7 番	地先
		羽生市 大字喜右工門新田字安藤 1 9 番 2	地先

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明